

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、鉢田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 17 年 10 月 11 日条例 111 号)第 8 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

鉢田市長 岸田 一夫

鉢田市一般廃棄物処理実施計画

1. 計画区域

鉢田市全域

2. 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3. 一般廃棄物の排出量（見込み）

(1) ごみ関係

区分	計画量 (家庭系・事業系ごみ)
可燃ごみ	10,132 t
不燃ごみ	862 t
資源ごみ	359 t
有害ごみ	6 t
粗大ごみ	362 t

(2) 生活排水関係

区分	計画量
し尿	2,380 k1
浄化槽汚泥	20,180 k1
農業集落排水	306 k1

4 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) 生活系から排出される一般廃棄物

区分	収集・運搬 主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	委託又は自己	直営	焼却(焼却灰は資源化)	委託 (一部直営)	溶融化 (埋立)
不燃ごみ	委託又は自己	直営	破碎(破碎後、資源化・一部埋立て)	委託 (一部直営)	— (埋立)
資源ごみ	委託又は自己	委託	資源化	—	—
有害ごみ	委託又は自己	委託	処分業者へ委託	—	—
粗大ごみ	可燃	自己	委託 (一部直営)	破碎(破碎後、可燃残渣は焼却)	委託 溶融化
	不燃		委託	処分業者へ委託	業者 —

(2) 事業系から排出される一般廃棄物

区分	収集・運搬 主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	許可業者 又は自己	直営	焼却(焼却灰は資源化)	委託	溶融化
不燃ごみ	許可業者 又は自己	直営	破碎(破碎後、資源化・一部埋立て)	委託 (一部直営)	—
資源ごみ	許可業者 又は自己	委託	資源化	—	—

(3) 資源ごみの処理方法

区分	収集・運搬	選別・保管	処理方法	備考
可燃系	段ボール	委託又は自己	直営	資源化
	雑誌	委託又は自己	直営	資源化
	ペットボトル	委託又は自己	直営	資源化
	トレイ	—	—	—
	紙パック	委託又は自己	直営	資源化 スーパー・学校等による拠点回収
不燃系	缶類	委託又は自己	直営	資源化
	ビン類	委託又は自己	直営(一部委託)	資源化

(4) 生活排水

区分	収集・運搬 主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿	許可業者	直営	高度処理(エコパーク鉢田は堆肥化、その他施設は処理後、汚泥は焼却し残渣は溶融化)	業者	溶融化
浄化槽汚泥					

5 一般廃棄物の処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア 排出抑制・資源化計画

(ア) 排出抑制の方法

A. 生活系から排出される一般廃棄物の抑制事業

事業名	事業内容
環境美化推進運動事業 (クリーン作戦)	快適で住みよいまちづくりのため環境美化推進運動事業を積極的に推進し、よりよい生活環境づくりを目指して、年2回クリーン作戦を実施し、環境美化への意識向上を図る。
ごみ減量化機器等購入費補助事業	各家庭から排出される生ごみや選定枝木の減量化と、これらを堆肥として再資源化を図るため、ごみ減量化機器等を購入した者に対し、予算の範囲内において生ごみ処理機等購入費補助金を交付する。
3R促進ポスターコンクール	小・中学生を対象とした、環境省で実施している3R促進ポスターコンクールへの出展。
レジ袋有料化に伴う事業	関係機関及び事業者等と連携し、レジ袋を有料化に伴う更なるレジ袋ごみの削減を図る。
適正なごみの出し方の推進	「ごみの出し方ガイドブック」を配布することで適切なごみの出し方をサポートし、ごみ減量化を推進する。
クリーンセンター見学	各小学校を対象としたクリーンセンターの見学により、ごみ資源化の向上を図る。

B. 事業系から排出される一般廃棄物の抑制事業

事 業 名	事 業 内 容
排出業者に対する指導	事業所に対し、収集業者協力し、事業系ごみとしての搬出及び分別等の指導を行う。

(イ) 資源化の方法

区 分	内 容
鉄類回収	鉢田クリーンセンターにおいて、不燃ごみ及び粗大ごみを破碎機により破碎して鉄類を回収し、缶については、機械選別により分別回収する。
資源物収集	資源物収集として、ビン・ペットボトル・紙類を各方式により収集する。

イ 収集・運搬計画

(ア) 一般廃棄物の収集方法及び処理施設の概要

A. 収集方法及び収集回数

区分	収集回数	収集方法
生活系ごみ	可燃ごみ	週 2 回 指定袋による拠点回収方式又は自己搬入
	不燃ごみ	週 1 回 コンテナによる拠点回収方式又は自己搬入
	資源ごみ	月 2 回 コンテナ(ビン)・専用ネット(ペットボトル)によるステーション方式又は自己搬入
	有害ごみ	月 2 回 コンテナ(指定袋に有害シールを貼り)によるステーション方式又は自己搬入
事業系ごみ	可燃ごみ	隨時 事業所が契約した許可業者による、事業所別収集方式又は自己搬入
	不燃ごみ	隨時 事業所が契約した許可業者による、事業所別収集方式又は自己搬入
	資源ごみ	隨時 事業所が契約した許可業者による、事業所別収集方式又は自己搬入

※自己搬入の場合の収集回数は、隨時となる。

(イ) 収集運搬業者

A. 生活系ごみ収集業者

委託業者	事業所所在地
上原運輸 有限会社	鉢田市鉢田 1501 番地 2
株式会社 出久根運送	鉢田市下富田 805 番地 5
小野運送 有限会社	鉢田市上沢 614 番地 1
株式会社 旭環境	鉢田市勝下 770 番地
株式会社 石崎商事	鉢田市玉田 1047 番地 4

B. 一般廃棄物収集運搬許可業者

地 区	業 者 名	事業所所在地	条 件
鉾田地区 大洋地区 旭 地区	有限会社 大洋土つくりセンター	鉾田市梶山 2016 番地 1	古疊、刈草に限る。 処理業
	上原運輸 有限会社	鉾田市鉾田 1501 番地 2	
	小野運送 有限会社	鉾田市上沢 614 番地 1	家庭系ごみの運搬は 大洋地区に限る。
	J カンパニー 株式会社	鹿嶋市鉢形台一丁目 1 番地 4	
	北関東通商 株式会社	水戸市東前三丁目 234 番地	
	有限会社 榊原商店	潮来市潮来 7166 番地	
	高橋古物商店	鉾田市野友 1480 番地 2	
	株式会社 出久根運送	鉾田市下富田 805 番地 5	
	公益社団法人 鉾田市シルバー人材センター	鉾田市当間 1989 番地	運搬のみの依頼は 不可。
	丸善エコアース 有限会社	行方市羽生 673 番地 2	
	有限会社 川上産業	大洗町五反田 11 番地 1	
	株式会社 鹿島ガーデン	鹿嶋市宮中六丁目 6 番 9 号	生木類、枝、草、 木屑に限る。
	株式会社 旭環境	鉾田市勝下 770 番地	
	株式会社 石崎商事	鉾田市玉田 1047 番地 4	
	株式会社 茨城県クリニック・クリーン協会	水戸市鯉淵町 1 番地 5	
	株式会社 飯塚工務店	鉾田市安房 1670 番地 33	
	合同会社 エンディングサポート	神栖市大野原 1 丁目 3 番 25 号 ビューロハピネス E	
	株式会社 エコロジーかすみ企画	かすみがうら市柏崎 376 番 6	公共事業で発生する 刈草に限る。
	株式会社 昭栄	神栖市知手中央 2 丁目 11 番 21 号	裁判所事案に限る。

(ウ) 収集しない一般廃棄物

A. 収集をしない一般廃棄物

適正処理困難物	鉾田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 9 条第 2 項で定める一般廃棄物
一時多量ごみ	引越し、大掃除、庭木の剪定などに伴い一時的に多量に出るごみ

B. 収集をしない一般廃棄物の処理方法

適正処理困難物	専門業者に相談するか、購入した店に引き取りを依頼する。
一時多量ごみ	排出者、一般廃棄物収集運搬許可業者が市の処理施設に搬入するものとする。

C. 家電リサイクル法対象機器の処理

家電リサイクル対象機器処分方法	購入した小売業者へ依頼
	買替の際に小売業者へ引き取り依頼
	製造メーカーの指定引き取り場所への搬入
	特定郵便局にリサイクル料金の納入後、市の処理施設へ搬入

(注) 家電リサイクル法対象商品：エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、及び衣類乾燥機とする。

D. 在宅医療廃棄物の取り扱い

注射針等の鋭利な物は、医療関係者、患者、又は家族が医療機関に持ち込み、感染性医療廃棄物として処理するものとする。

ウ 中間処理計画

(ア) 一般廃棄物の処理内容量及び処理施設の概要

区分	処理量			(単位:t／年)
	鉾田クリーンセンター	大洗、鉾田、水戸環境組合	合計	
可燃ごみ	7,728	2,398	10,126	
破碎可燃	35	11	46	
合計	7,763	2,409	10,172	

○焼却施設の概要

施設名	鉾田クリーンセンター	大洗、鉾田、水戸環境組合
所在地	鉾田市串挽 2126 番地	大洗町成田町 4287 番地
処理能力	20 t／8 h × 2 炉	60 t／24 h × 2 炉
処理方法	機械化バッチ式ストーカ炉	連続燃焼式ストーカ炉

B. 不燃・粗大・資源選別施設の処理内訳量

(単位:t／年)

区分	処理量		
	鉾田クリーンセンター	大洗、鉾田、水戸環境組合	合計
不燃ごみ	653	203	856
粗大ごみ	275	85	360
資源物	357	0	357
合計	1,285	288	1,573

○粗大・不燃処理施設、資源選別等施設の概要

施設名	鉾田クリーンセンター	大洗・鉾田・水戸環境組合
所在地	鉾田市串挽 2126 番地	大洗町成田町 4287 番地
処理能力	15 t / 5 h (不燃ごみ処理施設)	30 t / 5 h (粗大ごみ処理施設)
処理方法	2 軸破碎機	横軸回転式

C. 有害ごみの量、処理方法

(単位:t／年)

処理量	6
処理方法	処分業者へ委託

(イ) 焼却残渣の量、処理方法及び処理施設の概要

A. 処理量及び処理方法

(単位: t／年)

施設名	焼却灰量	処理方法	処理量
鉾田クリーンセンター	979	溶融化	979
大洗、鉾田、水戸環境組合	419	埋立	419
処理量合計			1,398

○処理施設の概要

施設名	新日本電工株式会社 鹿島工場
所在地	鹿嶋市大字光4番地
処理方法	溶融化

エ 最終処分計画

(ア) 一般廃棄物の最終処分内訳量

(単位: t／年)

区分	搬入者	処理量
破碎不燃残渣	大洗、鉾田、水戸環境組合	52
焼却残渣		419
合計		471

(イ) 埋立方法

処理場名	大洗、鉾田、水戸環境組合一般廃棄物最終処分場
埋立方法	サンドイッヂ工法による準好気性埋立方式

(ウ) 最終処分場の概要

処理場名	大洗、鉾田、水戸環境組合一般廃棄物最終処分場
所在地	鉾田市荒地105番地2
埋立面積	9,500 m ²
埋立容量	70,300 m ³

(2) し尿・汚泥処理実施計画

ア 収集・運搬計画

(ア) 収集・運搬する一般廃棄物の収集方法

区分	収集方法
し尿	各戸収集方式
浄化槽汚泥	各戸収集方式

(イ) し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者

地区	業者名	事業所所在地	条件
鉢田地区	株式会社 石崎商事	鉢田市玉田 1047 番地 4	
	有限会社 うろこ清掃社	鉢田市鉢田 1582 番地 1	
	星野環境衛生社	鉢田市上富田 1695 番地	
	株式会社 旭環境	鉢田市勝下 770 番地	
大洋地区	有限会社 フレンドリー	鉢田市大蔵 1008 番地	公共施設は除く
	有限会社 大洋衛生クリニック	鉢田市飯島 90 番地 3	公共施設は除く
	有限会社 赤名エンジニアリング	行方市両宿 1093 番地 5	公共施設は除く
	有限会社 石岡衛生	石岡市東大橋 719 番地	公共施設に限る
	有限会社 嘉兵衛	鉢田市大蔵 1335 番地 65	公共施設は除く
	星野環境衛生社	鉢田市上富田 1695 番地	公共施設に限る
旭地区	株式会社 旭環境	鉢田市勝下 770 番地	
	株式会社 石崎商事	鉢田市玉田 1047 番地 4	

イ 中間処理計画

(ア) 一般廃棄物の施設別別処理内訳量

(単位: k l／年)

区分	搬入者	処理量			
		エコパーク鉢田	大洋セナタリーセンター	大洗、鉢田、水戸環境組合	合計
し尿	許可業者	1,226	533	546	2,305
浄化槽汚泥	許可業者	10,640	4,625	4,736	20,001

(イ) し尿・汚泥処理施設の概要

施設名	エコパーク鉾田	大洋サニタリーセンター	大洗・鉾田・水戸環境組合
所在地	鉾田市白塚 681 番地 25	鉾田市大蔵 171 番地 1	大洗町成田町 4287 番地
公称能力	39kl／日	20kl／日	80kl／日
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理 方式 + 高度処理	高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理	低希釈法二段活性汚泥法 + 高度処理

(ウ) 処理施設から発生する汚泥の量及び処理方法

施設名	エコパーク鉾田	大洋サニタリーセンター	大洗・鉾田・水戸環境組合
汚泥の量	20 t／年	15 t／年	24 t／年
処理方法	焼却（溶融化）	焼却（溶融化）	焼却（埋立）